

相続税対策の 3大目的

1. 相続税の節税

相続税負担額を軽減する一般的な要点は、おおむね次の3点です。

- ①贈与…相続財産を計画的に分散する
110万円の贈与非課税枠の活用・孫等の相続人以外への贈与他
- ②生命保険・死亡退職金…非課税財産（相続税のかからない財産）
の積極的な活用
- ③建物の取得…取引時価よりも相続税評価額の低い財産となる

2. 相続税支払資金の準備

相続税の支払資金の準備と節税対策を同時並行的に実践することが必要です。

「相続税の支払準備資金」は次のような条件が必要です。

- ①換金性が高いこと 預貯金
- ②蓄積及び換金時に税負担が少なく済むこと 生命保険金
- ③インフレヘッジができていること 有価証券・不動産

3. 争族防止対策

大切な親族が「争族」になっては大きな不幸です。
相続対策には、「争族防止対策」を考慮していくことが必要です。

- ①遺言書の作成
- ②自社株等の計画的な贈与

